

閱覽用

令和3年 第2回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和3年2月3日
神崎市農業委員会

令和3年2月 第2回神崎市農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年2月3日(水) 午前9時30分開会
- 2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室
- 3 出欠者の状況
出席委員 13名
欠席委員 0名
傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

8番 國部善典委員 9番 森田壽春委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 所有権移転関係について 3件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 61件

議案第6号 非農地通知の発出について 1件

議案第7号 別段の面積の設定について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 38件

報告第2号 農地の賃借料情報 1件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆さまにおかれましては、コロナウイルス感染症の防止および日頃の
体調管理を心掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

本日の総会も、コロナ感染症対策に基づき開催いたしますので、円滑な議事
の進行について、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和3年 第2回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお
願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

立春となりましたが、まだ寒さが抜けきらない毎日ですが、皆さんとこのよ
うにお会いできてよかったですと思います。 コロナもありますが、風邪などひか
ないで健康でお過ごしいただきますようお願い申し上げます。

それでは、只今から令和3年第2回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名で、全員出席です。 ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、
会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、8番 國部委員と 9番 森田委員を指名します。 よろしくお願ひします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

- 議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について 3件
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 61件
- 議案第6号 非農地通知の発出について 1件
- 議案第7号 別段の面積の設定について 1件

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 38件
- 報告第2号 農地の賃借料情報 1件

以上、議案は、議案第1号から第7号までの7議案の72件と、報告は、第1号と2号の 39件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願ひします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について議題とします。受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号、農地転用許可後の変更計画承認申請の申請について説明いたします。受付番号1番、申請地の所在は、神埼町枝ヶ里 字〇〇 〇〇番の外、田2筆、里道1筆の合わせて950㎡です。

本件は事業計画変更のうち事業目的を変更する場合に該当します。

なお、この申請地については、先月の総会において一度、事業内容の変更計画承認申請の申し出があり、当総会にて承認し、県に進達したところでしたが、申請者が事業開始のため再度隣接地管理者と協議を行ったところ、議案書の転用事業の目的欄に記載しております理由によりまして、先の変更計画申請を取下げられて、あらためて今回の変更計画承認申請の手続きをされるものです。

転用事業の当初と変更後の申請地、変更申請の理由、変更後の事業継承の用途や資金については記載のとおりで、完了は令和4年2月28日の予定です。

申請地の農振除外は平成23年12月に決定済みで、農地区分につきましては、申請地は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域に近接する区域内の農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当し、用地選定を行った上で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などを2ページから3ページに添付しております。

申請に必要な書類として、当初と変更後の土地利用計画図、残高証明書があり、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われまます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

真島委員さん、どうぞ。

12番真島委員

12番の真島ですが、ここには間に里道があるということですが、この払い下げなどは済んでいますか。

事務局

はい、以前の転用申請の時より払下げ申請の手続きがなされております。

12番真島委員

了解しました。

議 長

他にありませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

受付番号1番、申請地の所在は千代田町迎島 字〇〇 〇〇番の田1筆959㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、

行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見ををお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は千代田町下西 字〇〇 〇〇番の田1筆78㎡と、一体利用の〇〇、〇〇の2筆、併せて3筆の合計745.95㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定されており、農地区分につきましては、特定土地改良区の受益地内であることから1種農地と判断し、転用許可基準としましては、既存の施設の1/2以内の拡張に該当すると判断します。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については

金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号2番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いかと思えます。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。受付番号1番から3番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号1番から3番の申請については、所有権の移転で、土地の所在や対価、申請理由などは記載のとおりです。

番号1番は親子での贈与、2番は農地保有適格法人である経営体による農地集積、3番は空き家に付随する農地取扱基準に基づく別段面積による農地取得であります。

申請地の位置図を10ページから12ページに添付しております。

全ての申請は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議長

これより採決します。議案第3号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議長

次に、議案書の13ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について議題とします。

番号1番から3番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転について説明いたします。

農業経営基盤強化を促進する農地売買等事業の規定により、農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

先ず、番号1番は、先月佐賀県農業公社への買受をご承認いただいた農用地について、規定によりあっせん調整された担い手へ売り渡すものであり、土地

の所在や価額および所有権の移転を受ける者、所有権の移転の時期などは記載のとおりです。位置図は14ページに添付しております。

次に、番号2番と3番は、所有者の申出によりあっせん調整を委ねられた農用地について、調整後、規定により佐賀県農業公社が一旦買い入れるものであり、土地の所在や価額および所有権の移転をする者、所有権の移転の予定時期などは記載のとおりです。こちらは位置図を15ページと16ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

真島委員さん、どうぞ。

12番真島委員

12番の真島ですが、脊振町での申請がありますが、この申し出について借受者が出なかった場合は、どうなるんですかね。

事務局

申し上げます。この農用地利用集積計画の所有権移転に関する審議につきましては、農地の売り渡し希望者の申し出により、その農地の受け手を探すあっせん活動を、佐賀県農業公社が執り行う農地売買等事業によって進めているものでありまして、農地のある地区担当の農業委員さん、最適化推進委員さんをあっせん委員に任命してあっせん調整活動をしていただき、調整されたものをご審議いただくものです。

この3件とも、公社への一時買い入れ、買受者への売り払い等については調整がなされたものです。農用地利用集積計画は総会での審議、承認を経て、市の公告する必要がありますので、ご審議願っているものです。以上です。

12番真島委員

了解しました。なんかわからなくてですねお聞きしましたが、すでにあっせん活動で調整済みならば問題ないですね。利用集積計画って言われたから毎月審議している利用権設定の方と勘違いしていました。それでしたら私は了解いたします。以上です。

議 長

調整いただいた委員さんは、大変ありがとうございました。では、他にありませんか。

(7番 樋口委員挙手)

議 長

樋口委員さん、どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口です。私も推進委員の時からですからもう2年あっせん調整を任されている農地があるのですが、すぐ近くに九電の鉄塔が通っていて地役権の農地があって、いろんな方にどうだろうかと話しますが、なかなかどなたでもいいと言ってくれる農地ではないので、もう調整困難かと思っているんです。これって、いつまでも調整はしなければならないものなんですか。

議長

そうですね。事務局より説明あるでしょうか。

事務局

申し上げます。委員さんには大変ご苦勞をおかけしております。そしてご協力誠にありがとうございます。

あっせん調整については、調整活動が続いている件の申し出者に対しては、定期にあっせん申し出の継続の有無を確認しております。取り下げられる方もありますが、継続意向のものは引き続き活動をお願いしたいと思っております。

7番 樋口委員

もう受け手を探るのが難しいなあと思われるものは、きちんと申し出者にそういった農地なんだということを伝えて理解してもらって、あっせんの条件を変える、緩和するとか、まあ、相手がいないんで3条申請は難しいんでしょうけど、または、可能なところは農地転用して土地を活かす方法を考えるとか、もっと事務局も相手に理解を求める働きかけが必要じゃないと思うんですね。そういったことをしないと、いつまでも経っても何も農地を活かせないまま過ぎていくことになると思うんですけどね。

事務局

そこは、申し出者への説明を充実させてまいりたいと思います。今回のご意見誠にありがとうございます。

なお、あっせん調整申し出をいただいている農地については、転用の許可基準がなかなか該当しない、転用不許可な立地だということは、説明し理解してもらっていると思っております。

7番 樋口委員

そうですね。実はそういった農地なので何とか受け手をとっていますよ。でもなかなか調整つかないんですよ。

議長

あのですね、私からよろしいですか。私もこのごろ新規就農希望者の相談を受けたんですよ。ですが私の地区は、大雨になったらここ3年続けて2日

くらはいは冠水する地域なので、施設園芸を希望する方ですけどなかなか勧められないんですよ。　ですので、樋口委員さんの扱われている農地の情報を共有していただけたらと今思っていたとこなんですけど。いかがですかね。

7番 樋口委員

そういうことでしたら、こちらもぜひお話したいですね。　そうしてもし条件が合えばと思いますね。　お願いします。

(11番 田淵委員挙手)

11番 田淵委員

すいません。　実は私の方も農地がありましてですね。　新規就農者で施設園芸ならば中古ハウスがあるところなので、いっしょに話をさせていただけたらと思いますが、いいでしょうか。

7番 樋口委員

これは。　もっと早くこういった話をしなくちゃいけなかったですね。　早速総会後をお願いしたいですね。

議 長

そういうことで、よろしくお願いします。　いい機会になればと思います。

議 長

それでは、他にありませんでしょうか。　よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。　質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。　議案第4号 農用地利用集積計画 所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。　よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、総会での議決を求めるものであります。

初めに総括表により説明いたしますので、議案書1ページをお開きください。
○利用権設定関係総括表、神埼町 新規24件、再設定33件、計57件。

内訳は、田231筆379,073.57㎡。畑1筆 78㎡。合計232筆379,151.57㎡

千代田町 新規1件、再設定2件、計3件。 内訳は、田9筆11,575㎡。

脊振町 新規1件。 内訳は、田2筆 750㎡。

神崎市 合計61件、 内訳は、田242筆391,398.57㎡、畑1筆78㎡。 合計243筆391,476.57㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページから4ページの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページから4ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。 左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田99筆146,290.17㎡です。

なお、4番から24番は、農地中間管理事業の活用による法人への利用権設定となっております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書5ページから9ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページから9ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。設定する内容は、田132筆232、783.40㎡、畑1筆78㎡、計133筆232、861.40㎡で記載のとおりです。

2番から33番は、農地中間管理事業の活用による法人への利用権設定となっております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書10ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書10ページの、千代田町新規の番号1番の申し出について説明いたします。設定する内容は、田5筆5、343㎡で記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 11 ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 11 ページの、千代田町再設定の番号 1 番と 2 番の申し出について説明いたします。 設定する内容は、田 4 筆 6, 232 m²で記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(無いですの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書 1 2 ページの農用地利用集積計画、脊振町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 1 2 ページの、脊振町新規の番号 1 番の申し出について説明いたします。設定する内容は、田 2 筆 7 5 0 m²で記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第 6 号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の議案第 6 号をご覧ください。非農地通知の発出について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 6 号、議案書を基に説明】

議案第 6 号 非農地通知の発出について説明いたします。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地の同意および申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、非農地通知を発出するものであります。

1 ページをご覧ください。番号 1 番の土地の名義人、土地の所在、登記地目、現況地目、面積については記載のとおりで、畑 3 筆 1 0, 6 2 2 m²となっております。現地は、既に雑木が繁り、山林化していることを確認しました。

位置図や現地確認写真を 2 ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。非農地通知の発出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第7号 別段の面積の設定)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。

別段の面積の設定について、事務局の説明を求めます。

事務局【議案第7号、別段の面積の設定について説明】

議案第7号 別段の面積の設定について説明いたします。

農地法第3条の許可基準のうち、権利取得後の経営面積は50アール以上とすると下限面積が定められておりますが、農地法施行規則により、地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、農業委員会が別段の面積を定めることができるとなっております。

また、農業委員会の適正な事務実施として、農業委員会は別段の面積の設定、又は修正の必要性について毎年審議することとなっているため、検討した結果、脊振町において別段の面積を引続き30アールとすることを提案いたします。

理由としましては、脊振町において、現在設定する30アール未満の経営面積の農家の割合は約47%であります。

今後、高齢化などにより農家数が年々減少する中で、新規就農の受け皿を拡大し、地域の農業を維持していく必要があるため、30アールとしたいと思っております。

2ページに、検討資料として、脊振町における30アール以上、未満の農家世帯数や、遊休農地率について調査したものを添付しております。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番樋口委員挙手)

議長

7番 樋口委員どうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口ですが、これは通常5反要件ということで、ここでは3反になるんですが、3反未満の農家数も相当あるということなので、そういった方は新たに農地を買えないことになるんですよ。そういったことは今後考慮されたりするのでしょうか。今後どういう風に考えてありますか。

議長

下げてもいいかということでしょうか。下限面積をね。

事務局

申し上げます。別段の要件を設定している脊振町の農家さんの経営状況を毎年調査しているわけですが、30アール未満の農家さんが確かに多いです。そこでこの面積を20アールとかに引き下げることもちろん考慮できますが、神埼市の育成すべき農家の経営規模や体制というようなものを施策において、この規模以上の農家の育成を目指してありますので、30アール程度かそれ以上の農業経営体の育成を図ろうとしております。

議長

これは神埼独自の判断？ それとも県下全部？ 30アールとかは。

事務局

今回のこれは、神埼市で実情に基づいて決めているものです。他市町ではそれぞれの地域の実情を考慮して決められております。山間地や特定地域に設定されていたり、されていなかったりは、それぞれですね。

7番 樋口委員

平坦部は設定ないんですよ。それも今後の状況では検討する、せざるをえなくなる時もあるっていうものとかと思ったんです。

議長

そうですね。あの、近頃は就農者がアスパラとか施設園芸が多いですよ。その方々っていえば、よっぽど大規模経営をするまでないときは、ある程度の面積でいいですよ。2反とか3反とかですよ。

そういったときには5反買わなければいけないってなるのは大変ですから、その辺は対応があったはずですよ。

事務局

そうです。 そのような施設園芸など営農される方々は、法施行令でしたか確かにうたわれておりました、その場合は、先ほども言いましたが神埼市の育成すべき農家の経営規模と照らし合わせて妥当かどうかを個別案件で対応させていただくことになります。 それは神埼市全域でのことになりますね。

議長

まあ、そういったことは決められてあるのはいいんですが、こんどは土地が残っていつてしまうことも問題になりますよね。

7番 樋口委員

そうですね。 さっきもあつせん調整がなかなか難しいものがあるって言いましたけど、施設の方は経営面積はご自分にとっての適切な規模であればいいわけですし、そうすると将来的に引き受けられない農地が多くなってしまふ恐れがあるんですね。 なかなか土地利用型農業に新規就農する人はいないですから。

議長

まあ、そういった問題もあるということですね。 この別断面面積は毎年調査されるわけですね。

事務局

そうです。

議長

でしたら、農業委員会はそのような活動をすることで、地域の農地の適切な道筋を見つける仕事をこれからもしていくってことですね。

(12番真島委員挙手)

12番 真島委員

山は今は3反ですが、やめる農家も増えるでしょうし、かといって平坦より農作業の労力のいるわけですからあんまり増やしもしきらんですね。

そいけん、ちゃんと非農地化も使いながら守らばいかん農地をみんなで考えとかんばいかなあと思いはしますね。 そいがなかなか難しかとですけど。

事務局

そのような取り組みも、もっと必要と思っておりますので、これからも委員さん方のご協力をお願いいたします。

議長

大変ですけど、今日のように意見を出しながら、ちょっとでも取り掛かっていけるように皆さんよろしくお願ひします。

議 長

では、他に質疑ありませんでしょうか。どうでしょうか。
(ありません、なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 別段の面積の設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

受付番号の1番から38番は、農業経営基盤強化促進法活用した賃貸借契約の合意解約で、その多くが中間管理事業を活用して法人と再設定される予定であります。 報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。
(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

(報告第2号 農地の賃借料情報関係)

議長

次に、別紙の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地の賃借料情報についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 農地の賃借料情報の提供について説明します。

農業委員会は農地法第52条の規定により、農地の賃借の動向など情報の提供を行うものとなっております。

2020年1月から12月までに行われた利用権設定の実績より、賃借料の平均額、最高額、最低額を大字別に取りまとめました。

これを市報3月号や神崎市HPおよび農業委員会の窓口において公表する予定であります。

なお、畑利用や物納に関する情報は参考として記載しておりますので、公表の際は削除いたします。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(ありません、なしの声あり)

議長

ありがとうございます。無いようですので、報告第2号については以上で終わります。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第2回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時40分 閉会